

## 三菱ガス化学株式会社

### 1. 会社の概要

- (1) 会 員 名：三菱瓦斯化学株式会社
- (2) 所属部会：関東化学第一部会第2分科会
- (3) 資 本 金：419億7千万円  
従業員数：2,399名（連結5,323名）

\*2013年3月31日現在

#### (4) 主要営業品目

- ①天然ガス系化学品……メタノール，メタクリル酸メチル，メチルアミン，ポリオール類
- ②芳香族化学品……メタキシレンジアミン，無水トリメリット酸，芳香族アルデヒド，高純度テレフタル酸
- ③機能化学品……過酸化水素，電子工業用洗浄剤，化学研磨液，超高屈折率レンズモノマー
- ④合成樹脂…ポリカーボネート，ポリアセタール，変性ポリフェニレンエーテル，ポリアミド
- ⑤電子材料……プリント配線板用積層材料，「LEシート®」
- ⑥脱酸素剤……「エージレス®」，「RPシステム®」，「アネロパック®」

#### (5) 企業理念

##### ①存在理念

化学にもとづく幅広い価値の創造を通じて、社会の発展と調和に貢献します。

##### ②経営理念

働きがいのある場を作り，意欲と能力を重んじ，活力のある集団をめざします。

##### ③行動理念

プロフェッショナル集団として，一人ひとりが頼りになる集団をめざします。

#### (6) コーポレート・シンボル



当社がめざす技術・製品・サービスのクオリティを，化学の世界がもつ成長・結合・創造のイメージとともに鮮やかな青色で表現します。

### 2. 知的財産部門の概要

#### (1) 組織上の位置及び名称

当社の組織はコーポレートと4つの事業カンパニーからなり，知的財産グループ（知財G）はコーポレートの研究推進部に属します。知的財産を主管する各事業カンパニーには，知的財産管理責任者を置いています。

#### (2) 構成及び人員

知的財産グループは，特許（商標を含む），情報調査，技術契約をそれぞれ専門に担当する3つのチームにより構成され，部員数は32名です。また，必要に応じてタスクチームを設けています。

#### (3) 沿革

1971年，三菱江戸川化学株式会社と日本瓦斯化学工業株式会社が合併して現在の会社が誕生しましたが，その際，本社内組織として「特許部」が継続して設置されました。その後，1986年に「特許契約部」に，2000年に「知的財産グループ」に改称されました。

### 3. わが社の知的財産活動

#### (1) 知財戦略

当社は「グローバルな舞台で『独自技術に立

脚した特色と存在感のある優良化学会社』として持続的成長を目指すこと」を経営ビジョンに掲げており、これに資する知財活動を企画開発部門・研究部門・知財Gの三位一体で推進しています。その中核となるのが、前記三部門が集まって行う知財戦略会議で、事業戦略・R&D戦略と整合した知財戦略の策定、特許出願戦略及び他社特許対策等、事業競争力強化に結びつく知財活動計画を協議、策定しています。知財戦略会議を通して三部門による課題の共通理解や活動方向の一致を深めています。

また、戦略的R&Dテーマについては関係技術領域を俯瞰する特許マップを作成し、知財戦略策定の資料として活用しています。

## (2) 知財業務

知財活動を三位一体で推進する中で知財Gは、発明発掘、出願権利化、他社特許対策、侵害判断、知財管理、情報調査、技術契約検討等の知財専門領域を担当します。

出願活動においては、R&Dの事業所に出向いて発明の発掘を推進する他、特に重要な発明について様々な視点から掘り下げを行い、多面的な特許出願による特許網を構築しています。当社には発明者が特許明細書の原案を書き、知財G担当者がこれを仕上げる伝統があり、現在も基本的にこのシステムを継続しています。両者が知恵を出し合って、知財戦略に合った強い権利が確実に取れるよう、明細書の完成度を高めています。

他社特許については、各部門との連携の下にSDI等を利用して常に監視を行い、必要により無効理由となる先行技術文献を調査するなどの特許クリアランス策を推進しています。外国における特許クリアランスの確実性を高めるため利用する商用データベースを見直すなど、外国特許調査力の強化を推進しています。

さらに、共同開発契約や秘密保持契約、ライ

センス契約等の技術関連契約についてチェックし、専門部署としてコンプライアンス意識をもって依頼者に助言を行っています。

## (3) 知財教育

知的財産は事業活動における基本的要素の一つであり、全社的な知財マインドを醸成することが重要であるとの観点から、技術系及び事務系社員が少なくとも年一回、特許または契約に関する講習を受ける機会を持てるように、階層別・内容別の講習会からなる知財教育年間プログラムを組み、関係会社にも提供しています。講師は主に知財G部員が交代で務め、社内や関係会社の事業所に出向いての講習会も行っています。技術者については特許明細書が読め、かつ書けるようになることを目標に置いています。講習内容は、毎年、受講者アンケートを参考にして改良とアップデートを重ねています。

## 4. 今後の課題

事業のグローバル化に伴い、海外事業における知的財産の保護が重要になっています。これまで中国に焦点を当てて外国出願を増やしてきましたが、最近はそれ以外の新興国にも出願する必要性が出てきています。知財事情が不明瞭な国もあり、優れた代理人を活用して外国での権利を確保する必要があります。

また、海外関係会社の知財管理も重要な課題です。海外での事業開発の発展により海外関係会社の社員が関与した職務発明が生まれることが想定されます。外国で生まれた発明については、発明者報償や当該国での第一国出願が法定されている国もあります。現在、国内外の特許法律事務所にヒアリングしながら、海外関係会社用の知財管理ガイドラインの作成を検討しています。グローバル化する事業にとって全体最適な知財管理体制の構築を目指します。

(原稿受領日 2013年7月29日)